

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

選挙管理委員会

- 宮城県議会議員一般選挙の期日等
- 同時選挙の期日
- 同時選挙における投票及び開票の順序(四件)
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時
- 宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することができる金額
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)
- 開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(二十三件)
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(二十三件)

ページ

八 五 五 四 三 三 二 二 一 一

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十六号
東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項の規定により、宮城県議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 選挙期日 平成二十三年十一月十三日
二 宮城県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
青葉	七人	岩沼	一人
宮城野	四人	登米	二人
若林	三人	栗原	二人
太白	五人	東松島	一人
泉	五人	大崎	四人
石巻・牡鹿	五人	柴田	二人
塩釜	二人	亘理	一人
気仙沼・本吉	三人	宮城	一人
白石・刈田	二人	黒川	二人
名取	二人	加美	一人
角田・伊具	一人	遠田	一人
多賀城・七ヶ浜	二人		

○宮選管告示第百二十七号

名取市の議会議員補欠選挙、亘理郡亘理町の議会議員一般選挙、亘理郡山元町の議会議員一般選挙並びに牡鹿郡女川町の町長選挙及び議会議員一般選挙は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項及び第四条第二項の規定により、平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十八号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙及び名取市議会議員補欠選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 投票の順序

1 宮城県議会議員一般選挙

2 名取市議会議員補欠選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百二十九号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙及び巨理町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 投票の順序

1 宮城県議会議員一般選挙

2 巨理町議会議員一般選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百三十号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙及び山元町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 投票の順序

1 宮城県議会議員一般選挙

2 山元町議会議員一般選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百三十一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙並びに女川町長選挙及び女川町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 投票の順序

1 宮城県議会議員一般選挙

2 女川町議会議員一般選挙

3 女川町長選挙

二 開票の順序

1 女川町議会議員一般選挙

2 女川町長選挙

3 宮城県議会議員一般選挙

○宮選管告示第百三十二号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

選挙区名	選挙長		同上職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
青葉	仙台市青葉区荒巻神明町五番二二号	加藤 仁	仙台市青葉区落合六丁目〇番地の一	大久保 克敏
宮城野	大崎市古川金五輪二丁目一番五三号	鹿野 尚	伊具郡丸森町字大畑三九番地	菅野 義和
若林	宮城県利府町青葉台三丁目一番地二二八	小野寺 広敏	遠田郡美里町荻梓字朝日壇裏四番地	目黒 直樹

遠田	加美	黒川	宮城	亘理	柴田	大崎	東松島	栗原	登米	岩沼	多賀城・七ヶ浜	角田・伊具	名取	白石・刈田	気仙沼・本吉	塩釜	牡鹿・石巻	泉	太白
大崎市岩出山字通丁七番地四番地	石巻市桃生町神取字町浦七番地二	気仙沼市切通一三八番地二	仙台市若林区土樋二八四番地の一	伊具郡丸森町字下滝南一番地	仙台市青葉区落合二丁目五番二	石巻市桃生町神取字町浦七番地二	宮城県松島町幡谷字大山崎下三番地	大崎市岩出山字通丁七番地四番地	宮城県松島町幡谷字大山崎下三番地	仙台市泉区将監殿四丁目一九番地の一	仙台市若林区土樋二八四番地の一	仙台市宮城野区榴岡三丁目五番八	塩竈市清水沢三丁目三番地四番地七号	仙台市青葉区栗生五丁目七番地の二三	登米市南方町西山成前四七番地	仙台市若林区土樋二八四番地の一	宮城県松島町幡谷字大山崎下三番地	仙台市泉区向陽台二丁目二八番一、二号	仙台市青葉区荒巻神明町五番二、三号
斎藤清司	千葉義一	小山忠	那須俊一郎	大槻和志	糟谷昌彦	千葉義一	文屋勇一	斎藤清司	文屋勇一	古座均	那須俊一郎	石山明男	星昇一	佐々木俊朗	高橋達也	那須俊一郎	文屋勇一	枅澤宏行	加藤仁
六七番地二	九番地七	一四番地の九	仙台市泉区松陵三丁目一四番地の七	仙台市宮城野区安養寺二丁目一五番二、三号	柴田郡柴田町大字船岡字新生町三番地一一	九番地七	遠田郡涌谷町字田町裏一一七番地五	六七番地二	遠田郡涌谷町字田町裏一一七番地五	四丁目二九番地の六	仙台市泉区高森七丁目三五番地の七	名取市大曲字中小路二一番地	白石市南町一丁目六番一五号	柴田郡大河原町金ヶ瀬字薬師五〇番地	九番地	仙台市泉区高森七丁目三五番地の七	遠田郡涌谷町字田町裏一一七番地五	仙台市泉区松森字明神二二番地の三六	仙台市青葉区落合六丁目二〇番地の一
鎌田智	平田成輝	鈴木尉	菅原勇治	佐藤由起夫	磯部喜吉	平田成輝	高橋洋雄	鎌田智	高橋洋雄	畑中浩	菅原勇治	菅野秀和	浅野省吾	菅野智宏	渡邊正行	菅原勇治	高橋洋雄	菅原慶弘	大久保克敏

○宮選管告示第百三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

選挙区	場 所	日 時
白石・刈田・角田・伊具・柴田	柴田郡大河原町字南二一九番地の一 宮城県大河原合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十時
名取、岩沼、亘理	仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所	同
青葉	仙台市青葉区上杉一丁目二番二二号 宮城県自治会館	同
太白	仙台市青葉区上杉一丁目二番二二号 宮城県自治会館	平成二十三年十一月十五日 午前十一時
宮城野、若林、泉	仙台市青葉区堤通南宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十時
塩釜	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	平成二十三年十一月十五日 午前九時
多賀城・七ヶ浜	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	平成二十三年十一月十五日 午前十時
宮城	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	平成二十三年十一月十五日 午前十一時
栗原、大崎	大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十時
加美、遠田	大崎市古川旭四丁目一番一 宮城県大崎合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十一時
石巻・牡鹿	石巻市東中里一丁目四番三二号 宮城県石巻合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十時
登米	石巻市東中里一丁目四番三二号 宮城県石巻合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十一時
東松島	石巻市東中里一丁目四番三二号 宮城県石巻合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十一時
気仙沼・本吉	気仙沼市赤若杉ノ沢四七番六 宮城県気仙沼合同庁舎	平成二十三年十一月十五日 午前十時

○宮選管告示第百三十四号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

選挙区	支出金額の制限額	選挙区	支出金額の制限額
青葉選挙区	六、六三四、五〇〇円	岩沼選挙区	六、八一三、三〇〇円
宮城野選挙区	六、九八三、八〇〇円	登米選挙区	六、八五三、八〇〇円
若林選挙区	六、七九八、一〇〇円	栗原選挙区	六、五七一、九〇〇円
太白選挙区	六、八七四、九〇〇円	東松島選挙区	六、六五〇、三〇〇円
泉選挙区	六、七四三、九〇〇円	大崎選挙区	六、二二一、七〇〇円
石巻・牡鹿選挙区	六、一四七、〇〇〇円	柴田選挙区	六、七六九、八〇〇円
塩釜選挙区	五、八九〇、五〇〇円	亘理選挙区	七、三〇一、四〇〇円
気仙沼・本吉選挙区	五、八九七、七〇〇円	宮城選挙区	七、二七一、一〇〇円
白石・刈田選挙区	五、七二四、四〇〇円	黒川選挙区	六、七八一、三〇〇円
名取選挙区	六、二五五、一〇〇円	加美選挙区	六、二二八、九〇〇円
角田・伊具選挙区	七、二〇五、七〇〇円	遠田選挙区	六、九一三、八〇〇円
多賀城・七ヶ浜選挙区	六、六二九、八〇〇円		

○宮選管告示第百三十五号

平成二十三年十一月三日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、次のとおりである。

超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三七、九一六
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三八二、六一九
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七六、八七一	岩沼選挙区	一一、七〇〇
宮城野選挙区	四九、五三八	登米選挙区	二二、七二五
若林選挙区	三四、九一六	栗原選挙区	二一、四六一
太白選挙区	五九、七三七	東松島選挙区	一一、〇四六
泉選挙区	五七、一〇六	大崎選挙区	三七、一三六
石巻・牡鹿選挙区	四五、一一一	柴田選挙区	二二、〇五〇
塩釜選挙区	一五、九八八	亘理選挙区	一一、六六四
気仙沼・本吉選挙区	二四、〇六九	宮城選挙区	一一、五四三
白石・刈田選挙区	一四、五七四	黒川選挙区	二二、一五一
名取選挙区	一八、九一六	加美選挙区	九、三三三
角田・伊具選挙区	一三、二七六	遠田選挙区	一一、一〇四
多賀城・七ヶ浜選挙区	二一、九二六		

○宮選管告示第百三十六号

平成二十三年十一月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八二、六二九

○宮選管告示第百三十七号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（次の選挙区）における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

青葉選挙区、宮城野選挙区、若林選挙区、太白選挙区、泉選挙区、塩釜選挙区、名取選挙区、岩沼選挙区、登米選挙区、栗原選挙区、東松島選挙区、大崎選挙区

○仙青選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 加藤 仁

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙宮選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 鹿野 尚

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙若選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

選挙長 小野寺 広敏

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙太選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 加藤 仁

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙泉選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（泉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 枅 澤 宏 行

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○石牡選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（石巻・牡鹿選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 文 屋 勇 一

石巻市東中里二丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

○塩選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（塩釜選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

塩竈市錦町五番二八号
選挙長 那 須 俊一郎

宮城県塩釜県税事務所

○気本選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（気仙沼・本吉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区
選挙長 高 橋 達 也

気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六

宮城県気仙沼合同庁舎

○白刈選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（白石・刈田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区
選挙長 佐々木 俊 朗

柴田郡大河原町字南二一九番地の一

宮城県大河原合同庁舎

○名選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（名取選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区
選挙長 星 昇 一

仙台市太白区長町七丁目二番一〇号

宮城県仙台南県税事務所

○角伊選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（角田・伊具選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区
選挙長 石 山 明 男

柴田郡大河原町字南二一九番地の一

宮城県大河原合同庁舎

○多七選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区
選挙長 那 須 俊一郎

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○岩選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（岩沼選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区
選挙長 古 座 均

仙台市太白区長町七丁目二番一〇号

宮城県仙台南県税事務所

○登選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（登米選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区
選挙長 文 屋 勇 一

石巻市東中里一丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

○栗選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（栗原選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 斎藤清司

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○東選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(東松島選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 文屋勇一

石巻市東中里一丁目四番三二号

宮城県石巻合同庁舎

○大選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(大崎選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 千葉義一

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○柴選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(柴田選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 糟谷昌彦

柴田郡大河原町字南二一九番地の一

宮城県大河原合同庁舎

○巨選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(巨理選挙区)における選挙長の事務を

行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

選挙長 大槻和志

仙台市太白区長町七丁目二番一〇号

宮城県仙台南県税事務所

○宮選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(宮城選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区

選挙長 那須俊一郎

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○黒選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(黒川選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙黒川選挙区

選挙長 小山忠

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○加選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙(加美選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区

選挙長 千葉義一

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○遠選告示第一号

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（遠田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区

選挙長 斎藤清司

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○仙青選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 加藤仁

一 場所 仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○仙宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 鹿野尚

一 場所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○仙若選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

一 場所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号
二 日時 平成二十三年十一月十日
○仙大選告示第二号
宮城県仙台合同庁舎
選挙長 小野寺 広 敏
午後五時

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 加藤 仁

一 場所 仙台市青葉区上杉二丁目一番三号

二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○仙泉選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（泉選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 柁 澤 宏 行

一 場所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○石牡選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（石巻・牡鹿選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 文 屋 勇 一

一 場所 石巻市東中里一丁目四番三号

二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○塩選告示第二号

宮城県石巻合同庁舎

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（塩釜選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 那 須 俊一郎

一 場 所 塩釜市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○気本選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（気仙沼・本吉選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 高 橋 達 也

一 場 所 気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六 宮城県気仙沼合同庁舎

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○白刈選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（白石・刈田選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 佐々木 俊 朗

一 場 所 柴田郡大河原町字南二九番地の一 宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○名選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（名取選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 星 昇 一

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○角伊選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（角田・伊具選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 石 山 明 男

一 場 所 柴田郡大河原町字南二九番地の一 宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○多七選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 那 須 俊一郎

一 場 所 塩釜市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○岩選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（岩沼選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 古 座 均

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○登選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（登米選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 文 屋 勇 一

一 場所 石巻市東中里二丁目四番三二号 宮城県石巻合同庁舎
二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○栗選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（栗原選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 斎 藤 清 司

一 場所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○東選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（東松島選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 文 屋 勇 一

一 場所 石巻市東中里二丁目四番三三二号 宮城県石巻合同庁舎
二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○大選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（大崎選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 千 葉 義 一

一 場所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○柴選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（柴田選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 糟 谷 昌 彦

一 場所 柴田郡大河原町字南二二九番地の一 宮城県大河原合同庁舎
二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○巨選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（巨理選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

選挙長 大 槻 和 志

一 場所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所
二 日時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区

選挙長 那 須 俊 一 郎

一 場所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

二日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○黒選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（黒川選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙黒川選挙区

選挙長 小 山 忠

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○加選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（加美選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区

選挙長 千 葉 義 一

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時

○遠選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙（遠田選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十三年十一月四日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区

選挙長 斎 藤 清 司

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎

二 日 時 平成二十三年十一月十日 午後五時